

知っ得！かしこい消費者

【編集・発行】台東区区民部 暮らしの相談課 消費者担当
〒110-8615 台東区東上野4-5-6 TEL03-5246-1144

まず、いったん落ち着いて「NO」と言おう！ ～若者に多い消費者トラブルの対処方法～

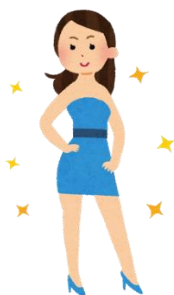
NO



数年後、社会に出てお金を稼ぐようになると、自分の意思で契約を交わす機会が増えていきます。でも、社会の中にはあなたの大切なお金を騙し取ろうという悪質な事業者も少なからず存在します。そんなトラブルから身を守るため、今のうちに対処方法を知っておきましょう！！

CASE1 街で…

スカウトされてモデル事務所に出向いた。社長から「本格的に活躍するにはレッスンを受けた方が良い」と言われ、半年間で30万円のレッスンを申し込んだ。



CASE2 SNSで…

知らない女性から間違いメッセージが届いた。メールでやり取りをするうちに仲良くなり、「私、アクセサリーのデザイナーをしているの。一度、店に来て♡」と誘われ、20万円のダイヤの指輪を買ってしまった。



CASE3 先輩から…

カフェに呼び出されてダイエットサプリを見せられた。「このサプリを友達に売ればマージンが入る」と言われ、断り切れずに契約書にサインした。その後、サプリの代金7万円を請求された。



CASE4 スマホで…

検索した動画サイトを見た。その後、「コンテンツ利用料金10万円が未納。本日中に支払わない場合は法的措置をとる。取消し希望の方は電話をしてください」というメッセージが届いた。



困ったよう。どうしよう…。



契約はお互いの合意に基づいて成立します。一度成立した契約は原則的にはどちらかの都合ではやめられません。さあ、どうするの??

契約前にもっとよく考えれば良かったな…。今回は仕方ないから支払うしかないかも。誰にも言えないよ(ω-)



さっき「原則的には」って言ったでしょ！！簡単に支払っちゃダメよ。

じゃあ、インターネットで解決方法を探してみるね(*ω*)



ネットの情報を全部信じちゃダメ。正確な情報にたどり着けない場合もあるよ。

ええっ、じゃあどうすれば…(ω・))



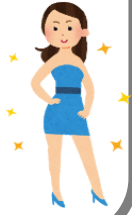
裏面の解説を見よう！！

困った時は誰かに相談しよう!!

トラブルにあった場合はすぐに相手に連絡せず、まずは落ち着いて家族や学校の先生、行政の消費者相談窓口など信用出来る人に相談しましょう。事例のケースは、こんな解決方法が考えられます。

CASE1 街で…

キャッチセールスでレッスン受講契約をした場合は、契約書面を受け取ってから8日以内はクーリング・オフが出来ます。



CASE2 SNSで…

アポイントメントセールスの可能性があります！

アポイントメントセールスで指輪を購入した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内はクーリング・オフが出来ます。



CASE3 先輩から…

マルチ商法の可能性があります！

マルチ商法でサプリメントを購入した場合は、契約書面を受け取ってから20日以内はクーリング・オフが出来ます。



CASE4 スマホで…

架空請求の可能性があります！

根拠の無い請求に対して相手に電話をすることは厳禁。相手と接触を断ってしばらく様子を見ましょう。



- 「クーリング・オフ」とは、キャッチセールスやアポイントメントセールス、マルチ商法など特定の取引を交わした時に、一定期間内であれば無条件で契約解除出来る制度です。
- クーリング・オフ期間が過ぎても、契約の内容や成立過程に問題がある場合は、契約の無効や取消しを主張出来る場合があります。あきらめないで相談してください。
- 未成年者が交わした契約は、民法の未成年者契約取消しが適用される場合があります。

知って
おこう!



他にもこんな相談事例があります！



ネット通販で
買った商品が
届かない!



高額な投資用
DVDを購入
しちゃった!



奨学金の返済
が遅れがち…。
どうしよう!

～困った時には、ご相談ください～

台東区消費者相談コーナー

中高生も
相談出来るよ!



相談専用電話 (03) 5246-1133
受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで
受付場所 台東区役所9階 ⑤番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。